

府中市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1 この要綱は、測量法（昭和24年6月3日法律第188号）の規定に基づき、府中市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共基準点とは、府中市が設置した公共基準点（1～3級）及び都市再生街区基本調査により設置した街区三角点（公共測量の2級相当）、街区多角点（公共測量の3級基準点相当）、街区節点・補助点（公共測量の4級基準点相当）等をいう
- (2) 測量標とは、前号の公共基準点の標識をいう
- (3) 測量を実施しようとする者とは、工事・測量計画機関及び事務取扱者をいう

(使用の申請及び承認)

第3 公共基準点を使用しよう者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式1）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ、使用の承認をしたときは、公共基準点使用承認書（様式2）により当該申請者にその旨を通知する。

3 公共基準点を使用する者は、公共基準点使用承認書を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

4 土地所有者、建物所有者及び管理者の承認を得て、その建物の屋上に設置した公共基準点（屋上点）は、府中市及び公的機関による改測等の測量以外はその使用を承認しない。

(使用完了時の提出物)

第4 公共基準点を使用する者は、その使用を完了した時は、公共基準点使用報告書（様式3）に次の書類を添付し、公共基準点管理者に報告しなければならない。

- (1) 精度管理表
- (2) 成果表の写し、網図一部

2 公共基準点を使用する者は、公共基準点に異常を認めた場合は、公共基準点使用

報告書（様式3）により公共基準点管理者に報告しなければならない。

（工事施工の届出）

第5 道路の掘削等工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、現地精査及び府中市備付けの公共基準点配点図等を閲覧し、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式4）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請する場合は、公共基準点付近での工事施工届出書の提出は省略することができる。

2 前項のその効用に支障きたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の測量標及び構造物が入る工事等
- (2) 車両及び重機等の振動が、公共基準点の測量標及び構造物に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) 公共基準点の測量標及び構造物近辺の舗装工事
- (4) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の届出書には、案内図、平面図及び断面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）及び写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）を添付しなければならない。

（効用の確認）

第6 公共基準点付近での工事がしゅん工したときは、工事施工者は速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式5）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) しゅん工写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）
- (2) 公共基準点の異常の有無が確認できる測量資料（着手前・しゅん工後が対比できるもの、又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

3 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は公共基準点復旧承認申請書（様式6）により市長に申請し、復旧の承認（様式7）を受けなければならない。

(一時撤去及び移動)

第7 工事施工者が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書(様式8)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ、その承認をしたときは、公共基準点(一時撤去・移転)承認書(様式9)により当該申請者にその旨を通知する。

3 前項の申請書には、案内図、平面図及び断面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)及び写真(公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの)、再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)を添付しなければならない。

4 公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者(以下土地所有者等という。)の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、建標承諾、使用許可書の条件に基づき公共基準点一時撤去・移転請求書(様式10)を市長に提出するものとする。

(機能の回復)

第8 工事施工者が公共基準点を一時撤去又は移転、滅失、き損等により、その効用に支障をきたした場合、又は土地所有者等による基準点の一時撤去、移転の請求があった場合は、原則として当該基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項において同一構造による設置が不可能な場合は都市整備部長と協議のうえ変更することができる。

3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合は、以下「事故原因者」という。)は、前2項を適用する。

(機能回復の施行者)

第9 公共基準点の測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として原因者である工事施行者が行わなければならない。ただし、次の場合は都市整備部管理課で行うものとする。

(1) 工事施工者による設置工事が困難な場合

(2) 土地所有者等による公共基準点の一時的撤去又は移転の請求があった場合。

(3) 測量成果の修正(以下「測量作業」という。)に必要な手続きは、測量法第36条、同第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき府中市で行う。

(設置工事)

第10 工事施工者等は、設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に都市整

備部管理課長と協議しなければならない。

- 2 測量標等は原則として既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は工事施工者等の負担において新たに購入するものとする。
- 3 工事施工者等は、設置工事の品質、出来形、工法、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 設置工事がしゅん工したときには、工事施工者等は速やかに公共基準点設置工ershゅん工報告書（様式11）を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第11 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点のとりこわし費用を含む。（以下「設置費用」という。）の負担は次表のとおりとする。

区分		設置費用				測量費用			
		1級	2級	3級	4級	1級	2級	3級	4級
工事施工者	公共企業者	○	○	○	○	○	○	○	○
	占用企業者	○	○	○	○	○	○	○	○
事故原因者		△	△	△	△	△	△	△	△
土地所有者、建物所有者及び管理者		×	×	—	—	—	×	—	—

凡例：○費用を負担 △管理者と協議 ×費用負担なし

（その他）

第12 この要綱により難しい場合、又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、そのつど都市整備部長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

別表 1

補 足 測 量 の 方 法

- 1 一時撤去、移設又は工事の影響等で異常と判断された基準点標の測量については、基準点管理者と十分協議したうえで、次の方法で新たな座標値を決定するものとする。
- 2 新たな基準点の前後の1級・2級・3級基準点を既知点（4級の場合は、2級・3級基準点を既知点）とし、結合多角方式又は単路線方式による観測とし、観測方法は次の方法で行い、計算は厳密網平均計算による。
- 3 撤去前でも新点を設置してさしつかえない場合は、偏心要素の測定方法に基づき行うものとする。（府中市公共測量作業規定による）

4 補足測量

(1) 1級・2級・3級基準点

ア 主な使用機械

トランシット	2級以上	最小読定値10秒読み以上
光波測距儀	±(5mm+5ppmD)以上 Dは測定距離	

イ 観測回数と許容誤差

区 分	観測回数	許 容 範 囲
水平角	2対回(0° 90°)	倍角差20"以内、観測差10"以内
高度角	1対回	高度定数の較差15"以内
測 距	2セット	セット内の較差20mm以内、 セット間の較差20mm以内

ウ 現地計算における制限の許容範囲

水平位置の閉合差	$1.5\text{cm}\sqrt{N\Sigma S}$
標高の閉合差	$10\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$

N：辺数 ΣS ：路線長(km)

エ 厳密計算における誤差の許容範囲

水 平 位 置		高 低	
1方向の残差	15"	高度角の偏差	20"
距離の残差	10cm	高度角の標準偏差	15"
単位重量の標準偏差	12"		

(2) 4級基準点

ア 主な使用機械

トランシット	3級以上	最小読定値20秒読み以上
光波測距儀	±(5mm+5ppmD)以上 Dは測定距離	
水 準 等	3級レベル	

イ 観測回数と許容誤差

区 分	観測回数	許 容 範 囲
水平角	2 対回 (0° 90°)	倍角差 60" 以内、観測差 40" 以内
高度角	1 対回	高度定数の較差 60" 以内
測 距	2 セット	セット内の較差 20 mm 以内、 セット間の較差 20 mm 以内

ウ 現地計算における制限の許容範囲

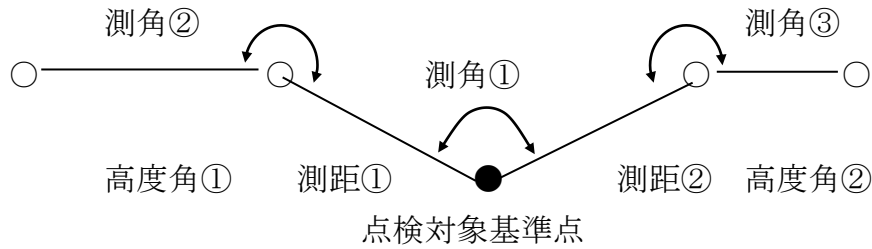
水平位置の閉合差	$1.5 \text{ cm} + 1.0 \text{ cm} \sqrt{N \Sigma S}$
標高の閉合差	$2.0 \text{ cm} + 3.0 \text{ cm} \Sigma S / \sqrt{N}$

N : 辺数 ΣS : 路線長 (km)

エ 厳密計算における誤差の許容範囲

水平位置		高 低	
1 方向の残差	—	高度角の偏差	—
距離の残差	—	高度角の標準偏差	30"
単位重量の標準偏差	20"		

5 観測方法 (参考)



別表 2

点 検 測 量 実 施 基 準

第 6 に定める効用の確認のための基準は、次のとおりとする。

1 点検測量の基準

(1) 1 級・2 級・3 級基準点

ア 主な使用機器

トランシット	2 級以上	最小読定値 10 秒読み以上
光波測距儀		± (5 mm+ 5 ppmD) 以上 D は測定距離

イ 観測回数と許容誤差

区 分	観測回数	許 容 範 囲
水平角	2 対回 (0° 90°)	倍角差 20" 以内、観測差 10" 以内
高度角	1 対回	高度定数の較差 15" 以内
測 距	2 セット	セット内の較差 20 mm 以内、 セット間の較差 20 mm 以内

ウ 合否の判定

以上の測量結果の数値と、点検対象とする基準点設置時の観測記簿の数値を比較し、次の許容範囲により合否を判断する。

距 離	5 mm 以内
方向角	10" 以内
高度角	20" 以内

(2) 4 級基準点

ア 主な使用機器

トランシット	3 級以上	最小読定値 20 秒読み以上
光波測距儀		± (5 mm+ 5 ppmD) 以上 D は測定距離
水 準 等	3 級レベル	

イ 観測回数と許容誤差

区 分	観測回数	許 容 範 囲
水平角	2 対回 (0° 90°)	倍角差 60" 以内、観測差 40" 以内
高度角	1 対回	高度定数の較差 60" 以内
測 距	2 セット	セット内の較差 20 mm 以内、 セット間の較差 20 mm 以内

ウ 合否の判定

以上の測量結果の数値と、点検対象とする基準点設置時の観測記簿の数値を比較し、次の許容範囲により合否を判断する。

距 離	10 mm 以内
方向角	60" 以内
高度角	60" 以内

2 観測方法 (参考)

